

第 2 2 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 4 年 4 月 25 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時 00 分開会 午後 5 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室

- 4 出席委員 13 人

1 番 寺崎秀子	3 番 坂上 修	4 番 佐藤美頭雄	5 番 斉藤哲子
6 番 開澤克明	7 番 山崎禎彦	8 番 鈴木英博	9 番 松田直人
10 番 相澤峰基	11 番 北村浩光	12 番 西永和美	13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲			

- 5 欠席委員 2 番 小野寺昭一
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 5 番 斉藤哲子、7 番 山崎禎彦

- 9 議事内容

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 2 号 使用貸借の解約の通知について
- 報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
- 報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
- 報告第 5 号 青年等就農計画認定申請に係る意見について
- 報告第 6 号 青年等就農計画の認定通知について
- 報告第 7 号 農地の賃借料情報について
- 報告第 8 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指定について
- 報告第 9 号 農地転用許可不要案件の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第 5 号 農業委員会委員の辞任について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 22 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、5 番委員、7 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 10 報告第 9 号「農地転用許可不要案件の受理について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 1 番から 2 番の 2 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 項、2 項になりますので併せてご確認ください。
- 続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「使用貸借の解約の通知について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案 7 頁、8 頁をご覧ください。
番号が 1 番から 3 番までの 3 件でございます。
1 番 2 番については、借主の法人化による解約、3 番は借主変更のための解約です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。
- 続きまして、議案 10 頁をご覧ください。
報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。
- 農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 10 番までの 10 件の申請がありました。

申請者の住所、氏名、生年月日、回答及び経営面積につきましては、議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 15 頁から 19 頁になりますのでご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した 10 件について、通知があり受理していません。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 20 頁をご覧ください。

報告第 5 号「青年等就農計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4 及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 2 の 4 の (5) に規定する青年等就農計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 21 頁、22 頁をご覧ください。

番号が 6 番から 7 番までの 2 件の申請がありました。

申請者の住所、氏名、生年月日、回答及び経営面積につきましては、議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 24 頁をご覧ください。

報告第 6 号「青年等就農計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 3 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 25 頁になりますのでご覧ください。

先ほど、報告第 5 号で意見した 2 件について、通知があり受理していません。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案 27 頁をご覧ください。

報告第 7 号「農地の賃借料情報について」です。

農地法第 52 条に基づき、農地の賃借料情報を取りまとめましたので報告します。

議案 28 頁をご覧ください。

賃借料情報につきましては、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月までに締結された賃貸借における賃借料水準について、4 月 15 日付け農業委員会告示第 4 号で告示しています。

賃借料の平均額は 11,400 円、最高額は 18,600 円、最低額は 3,500 円で採用したデータ数が、注釈の算出方法により異常値を排除した 227 件となっています。

昨年度と比較しますと、平均額は 2,600 円増、最高額は 5,200 円増、最低額は 700 円増、データ数は 2 件減となっています。

続きまして、議案 29 頁をご覧ください。

報告第 8 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決処分しましたので報告します。

番号が 1 番から 4 番の 4 件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 30 頁をご覧ください。

報告第 9 号「農地転用許可不要案件の受理について」でございます。

農地法第 4 条 1 項 9 号、第 5 条 1 項 7 号に規定する許可不要の案件について、別紙のとおり事業計画書を受理したので報告いたします。

議案は 31 頁 32 頁になりますのでご覧ください。

事業者は鷹栖町で、あったかファーム駐車場整備のための転用です。

地方公共団体が行う事業であり、許可不要の案件に該当するため、事業計画書の提出がございました。

事業の名称、目的、計画概要等については、事業計画書に記載のとおりですので、説明は省略いたします。

事業個所については、別冊、説明資料の 3 項で駐車場と標記された部分になります。

なお、駐車場の整備は、既に完了済みでありますのでご報告いたします。

報告について以上です。

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

7 番委員

28 頁に記載の注釈について、内容を詳しく説明してください。

局長

計算に用いたデータ数が 230 件ありまして、この合計した数字が 2,607,100 円となります。平均額を算出すると 11,335 円となり、これに 0.3 を掛けたものが 3,400 円、1.7 を掛けたものが 19,269 円となり、これがカットラインとなります。この額より低い金額と高い金額を除きます。今回

3,400円より低い金額のデータが3件あり、これを除いた227件のデータにより平均、最高、最低額を算出しています。

7番委員

わかりました。

議長

他に質問ありませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、次の日程に入ります。

議長

続きまして、日程第11議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案34頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は35頁から38頁までをご覧ください。

番号が1番から11番までの11件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、それぞれ、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6か月以内であるかの確認については、案件の全てが、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。3番から8番の案件について、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長

議事参与の案件がありますので、先に3番から8番について審議いたします。

4番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

3番から8番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは3番から8番の案件については、認めると決定しました。

4番委員

着席

議長

残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは残りの案件についても、認めると決定しました。
議長 続きまして、日程第 12 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 40 頁をご覧ください。
議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は 41 頁、42 頁をご覧ください。
番号が 1 番から 4 番までの 4 件でございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は、議案に記載のとおりです。
位置図は、別冊、説明資料の 4 頁から 7 頁までと、調査書が 8 頁から 11 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。
1 番から 4 番の案件について、あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 1 番です。
令和 3 年 12 月 7 日から令和 4 年 3 月 28 日まで、あっせん回数 3 回で成立
しています。

議長 反当 190,000 円、200,000 円で成立しています。

10 番委員 2 番です。
2 月 3 日から 3 月 28 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

議長 総額 7,600,000 円で成立しています

11 番委員 3 番です。
2 月 14 日から 4 月 13 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。

議長 反当 204,000 円で成立しています

11 番委員 4 番です。
2 月 10 日から 4 月 13 日まで、あっせん回数 3 回で成立しています。
反当 220,000 円で成立しています

議長 それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終
わりました。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 13 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 44 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は、45 頁から 54 頁までとなりますのでご覧ください。

番号が 1 番から 24 番までの 24 件ございます。契約更新の案件が 6 件、新規の案件が 18 件です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 12 頁から 40 頁までと、調査書が 41 頁から 64 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。4 番から 9 番の案件について、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いいたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

議事参与の案件がありますので、4 番から 9 番の案件について審議いたします。

4 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

4 番から 9 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 4 番から 9 番の案件については、認めると決定しました。

4 番委員 着席

議長 それでは残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 14 議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 56 頁をご覧ください。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案 57 頁、58 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 4 番までの 4 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

4 番の案件につきましては、過去に転用手続きが行われており許可された案件でございますが、今回、地目の変更を行うため証明願いがあったものです。

1 番から 4 番までの、調査票、航空写真、現地写真は、別冊、説明資料の 65 頁から 78 項に載せてありますので併せてご確認ください。

また、4 番の案件につきましては、相澤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いいたします。

報告第 8 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、1 番から 4 番の案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

1 番委員 はい、1 番から 4 番の案件について、4 月 11 日、吉本会長、小野寺委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった 4 件の該当地は、古くから建物が建っており、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 15 議案第 5 号「農業委員会委員の辞任について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 59 頁をご覧ください。

議案第 5 号「農業委員会委員の辞任について」です。

農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業委員の辞任同意についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項は、委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるという規定でございます。

議案 60 頁をご覧ください。

令和 4 年 4 月 15 日付けで相澤委員より辞任届の提出がありました。

委員の住所及び氏名、辞任年月日、辞任の理由については、議案に記載のとおりです。

今後の流れとしては、本日農業委員会の同意を得られましたら、町長の同意の手続きを取り、町長からの同意を得られましたら、令和 4 年 4 月 30 日に辞任となります。

この案件につきましては、相澤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いいたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 5 号「農業委員会委員の辞任について」説明が終わりましたので審議いたします。

10 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは、この案件について認めると決定しました。

10 番委員 着席

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 はい、議案 61 ページその他の 1 番、次回の定例会についてです。

次回、第 23 回の日程ですが 5 月 30 日（月）の 17 時からの開催でご提案したいのですがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 それでは、5 月 30 日（月）の 17 時からでお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますので、ご確認ください。事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 22 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。